

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院輸血部（以下「輸血部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(輸血部長)

第2条 輸血部長は、病院長の命を受け、輸血部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(輸血部副部長)

第3条 輸血部副部長は、輸血部長を補佐し、輸血部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第4条 輸血部においては、次の業務を行う。

- (1) 診療に必要な輸血用血液製剤の確保、管理及び供給に関すること。
- (2) 供給血液製剤と受給患者間の適合性判定検査等に関すること。
- (3) 輸血に関する教育及び研究に関すること。
- (4) その他輸血に関すること。

(運営会議)

第5条 輸血部の運営に関する事項を審議するため、輸血部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 輸血部長
- (2) 輸血部副部長
- (3) 診療科長又はその代理者 3人
- (4) 検査部長又は検査部副部長
- (5) 看護部長
- (6) 医療技術部検査部門技師長
- (7) 担当看護師長
- (8) その他輸血部長が必要と認めた者

3 前項第3号、第4号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号、第4号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き、輸血部長をもって充てる。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、輸血部の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-26号）

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号、第4号及び第8号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院輸血部規程（平成16年医学部規程第4－8号）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）  
この細則は、平成29年1月1日から施行する。